

滋賀県民スポーツ賞推薦基準

推薦団体（要綱第4条関係）

推薦団体は、下記のとおりとする。

- * 県内各市町
- * 滋賀県スポーツ協会および加盟団体
- * 滋賀県中学校体育連盟
- * 滋賀県高等学校体育連盟
- * 滋賀県障害者スポーツ協会
- * 県内特別支援学校
- * 県内大学等（大学からの推薦は、活動拠点が県内にあるクラブ（団体）のみとする。）

推薦条件（要綱第5条関係）

第2条のいずれかに該当し、かつ、次の(ア)～(キ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 全日本選手権大会およびこれに準ずる全国規模の大会（中央競技団体が主催、主管する大会で、全国競技大会と認めるもの）で優勝した者

※国民スポーツ大会優勝は「滋賀県民スポーツ大賞」に該当するため含まない。

- (イ) 日本記録、世界記録を樹立した者

- (ウ) 国際競技大会（数カ国以上をもって構成された大会で、中央競技団体等が国際競技大会と認めるもの）に日本代表として出場した者

※親善・交流を目的とした大会は、含まない。

※オリンピック、パラリンピックもしくはデフリンピックの出場またはアジア競技大会、アジアパラ競技大会、アジアユースゲームズ、アジアユースパラ競技大会の優勝、ユースオリンピック競技大会においてメダルを獲得した者は、「滋賀県民スポーツ大賞」に該当するため含まない。

- (エ) 全国規模の駅伝競走大会で区間賞を獲得した者。

- (オ) ジャパンパラ競技大会等、障害者スポーツの全国規模の大会において優勝した者。

ただし、全国大会がない盲学校中学部、高等部および聾話学校中学部については、近畿大会において優勝した者。

- (カ) 日本スポーツマスターズ大会において優勝した者

- (キ) 日本スポーツマスターズ大会にない競技については、中央競技団体が主催する全国規模のマスターズ大会で優勝した者

留意事項

「滋賀県民スポーツ賞」に推薦された者であっても、同一年度に「滋賀県民スポーツ大賞」の表彰対象となった場合、「滋賀県民スポーツ賞」は表彰対象外とするが、表彰漏れ等を防ぐため「滋賀県民スポーツ賞」の推薦基準を満たす者はすべて推薦すること。